

極楽苑ショートステイ料金表（要介護1～要介護5）

基準介護サービス〔保険給付対象サービス〕

介護保険事業所番号〔2371500162〕

令和6年6月～

併設型短期入所生活介護費Ⅰ・Ⅱ【要介護状態区分に応じていずれかを算定】

日額表示（利用日数を乗じてください）

要介護度 【サービスコード】	料金 (10割)	単位数	利用者負担額			内容
			1割負担	2割負担	3割負担	
要介護1 【212111】	6,530円	603	653円/月	1,306円/日	1,959円/日	排泄・入浴介助等は、この基本サービス費用に含まれています。
要介護2 【212121】	7,278円	672	728円/日	1,456円/日	2,184円/日	
要介護3 【212131】	8,068円	745	807円/日	1,614円/日	2,421円/日	
要介護4 【212141】	8,826円	815	883円/日	1,766円/日	2,648円/日	
要介護5 【212151】	9,574円	884	958円/日	1,915円/日	2,873円/日	

【すべての方に算定】

加算項目 【サービスコード】	料金 (10割)	単位数	利用者負担額			内容
			1割負担	2割負担	3割負担	
看護体制加算Ⅰ 【216113】	43円	4	5円/日	9円/日	13円/日	常勤看護師の配置あり
看護体制加算Ⅱ 【216115】	87円	8	9円/日	18円/日	27円/日	基準以上の看護配置と24時間の連絡体制あり
夜勤職員配置加算Ⅲ 【216123】	162円	15	17円/日	33円/日	49円/日	基準以上の夜勤体制あり
機能訓練体制加算 【216004】	130円	12	13円/日	26円/日	39円/日	実施体制あり
サービス提供体制強化加算Ⅰ 【216099】	238円	22	24円/日	48円/日	72円/日	職員の介護福祉士割合
生産性向上推進体制加算Ⅱ 【216238】	108円	10	11円/月	22円/月	33円/月	介護ロボットやICT等のテクノロジー導入

【対象となられた方に算定】

加算項目 【サービスコード】	料金 (10割)	単位数	利用者負担額			内容
			1割負担	2割負担	3割負担	
個別機能訓練加算 【216005】	606円	56	61円/日	122円/日	182円/日	計画作成、訓練の実施及び評価にて算定
認知症緊急対応加算 【216121】	2,166円	200	217円/日	434円/日	650円/日	認知症緊急受入時(7日間まで)
若年性認知症受入加算 【216109】	1,300円	120	130円/日	260円/日	390円/日	若年性認知症の方に算定
緊急短期入所受入加算 【216282】	975円	90	98円/日	195円/日	293円/日	緊急受入時(～14日間)
看取り連携体制加算 【214000】	693円	64	70円/日	139円/日	208円/日	24時間の連絡体制確保

送迎サービスの費用【利用された場合に算定】

加算項目 【サービスコード】	料金 (10割)	単位数	利用者負担額			内容
			1割負担	2割負担	3割負担	
送迎加算(片道) 【219200】	1,993円	184	200円	399円	598円	必要性に応じ算定

○介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 140/1,000 ⇒【月の所定単位数の合計に乗ずる】

※従来の加算の条件に加え、全般的な介護職員の処遇改善を図るための加算

★基準介護サービス 【保険給付対象外サービス】 (税込)

○ 食費 1日 1,445円 (朝270円、昼645円、夕530円)

※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は証記載の限度額が上限となります。(下記金額参照)
証記載の負担段階 1段階：300円、2段階：600円、3段階①：1,000円、3段階②：1,300円

○ 居住費(滞在費) ※令和6年8月～60円/日上がります

・ 個室の場合 1日 3,000円 ⇒ 令和6年8月～3,060円

※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は証記載の限度額が上限となります。(下記金額参照)

1段階：320円、2段階：420円、3段階①②：820円

令和6年8月～1段階：380円、2段階：480円、3段階①②：880円

・ 相部屋の場合 1日 982円 ⇒ 令和6年8月～1,042円

※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は証記載の限度額が上限となります。(下記金額参照)

1段階：0円、2～3段階①②：370円 ⇒ 令和6年8月～1段階：0円、2～3段階①②：430円

★基準外介護サービス 【保険適用外：自費負担サービス】

○ 別紙、日常生活費一覧表に準じます。

《高針福祉会による費用負担軽減制度について》

『社会福祉法人等利用者負担軽減確認証』をお持ちの方は、証記載の割合を軽減いたします。